

# 第4次大阪府障がい者計画（後期計画）の概要

## 第4次障がい者計画（後期計画）とは（根拠：障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法）

### 【計画の位置づけ】

- 障がい者計画は、障害者基本法に定める都道府県障がい者計画（＝障がい者施策全般に関する総合的・基本的な計画）であり、大阪府の障がい者計画は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画と児童福祉法に基づく障がい児福祉計画（＝障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の確保等に関する計画）を含むものとして、一体的に記述。
- 第4次大阪府障がい者計画については、平成24年度に策定されて以降の社会状況の変化等を踏まえ、真の共生社会の実現に向けてより一層実効性のあるものとなるよう、その内容等を見直し第4次大阪府障がい者計画（後期計画）として改訂。障がい福祉計画については、平成29年度末で第4期計画が終期を迎えるため第5期計画を策定するとともに、障がい児福祉計画についても新たに策定し、第4次大阪府障がい者計画（後期計画）にその内容を反映。※障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に即してすべての市町村が策定しており、これらと整合性を確保。

### 【計画期間と基本理念】

- 上記3計画の計画期間は、2018（平成30）年度から2020年度までの3年間。
- 本計画は、第4次大阪府障がい者計画の基本的な視点を継承し、「**人が人間（ひと）として支えあひともに生きる自立支援社会づくり**」を基本理念とする。

## 第4次計画の基本的な方向性

### 基本法改正等を踏まえた「5つの基本原則」

- △権利の主体としての障がい者の尊厳の保持
- △社会的障壁の除去・改善
- △障がい者差別の禁止・合理的配慮の追求
- △真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
- △多様な主体による協働

### 現状を踏まえた「3つの最重点施策」

#### □入所施設や病院からの地域移行の推進

- 【2020年度における目標】（抜粋）
- ・施設からの地域移行：10.9%（H28末時点の入所者数と比較）
  - ・入所者数の減少：2.4%（H28末時点の入所者数と比較）
  - ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
  - ・1年以上長期入院患者数：8,823人（H28.6末時点から1,000人減）
  - ・精神科病院の退院率（入院後1年時点）：90%
  - ・地域生活支援拠点等の整備 等

#### □就労支援の強化

- 【2020年度における目標】（抜粋）
- ・福祉施設からの一般就労：1,700人
  - ・就労実績のない就労移行支援事業所数：ゼロ
  - ・就業・生活支援センター及び就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後職場定着率：80% 等

#### □施策の谷間にあった分野への支援の充実

- 【そのほか、更に推進する分野】
- ・発達障がい者 ・高次脳機能障がい者
  - ・障がい児 ・盲ろう者 ・難病・慢性疾患患者
  - ・医療的ケア児、医療依存度の高い重症心身障がい児者 等

## 生活場面ごとの取組み

障がい当事者の視点から施策を検討し、生活場面ごとに取組み内容を掲載

### 生活場面1「地域やまちで暮らす」

**<めざすべき姿>障がい者が地域で快適に暮らし活動している**

- 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行
- グループホームなどの住まいや必要な福祉サービスの確保
- 相談支援体制の強化、自立支援協議会の充実などによる地域ネットワークの構築・強化
- 福祉サービスを担う人材の確保
- バリアフリー化の更なる推進 等

### 生活場面4「心や体、命を大切に」

**<めざすべき姿>障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる**

- 医療サービスの充実
- 医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実
- 地域リハビリテーションの向上
- 高次脳機能障がい者に対する市町村の取組みへの働きかけ
- こころの健康に関する相談の充実 等

### 生活場面2「学ぶ」

**<めざすべき姿>障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる**

- 児童発達支援センターの設置や保育所等訪問支援の実施を図る市町村への支援
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上
- 発達障がいのある幼児児童に対する支援
- 通常学級・支援学級で教育を受けられるよう支援の充実
- 医療的ケアへの支援 等

### 生活場面5「楽しむ」

**<めざすべき姿>障がい者がより質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している**

- 余暇活動の充実と活動内容の拡大
- ボランティア活動の活性化
- 障がい者スポーツの裾野拡大、競技力の向上、人材養成、普及啓発
- 文化芸術活動への支援 等

### 生活場面3「働く」

**<めざすべき姿>障がい者が働くことを当然と考え、能力や適性を活かして仕事に就き、働き続けている**

- 障がい者雇用の拡大、企業等への啓発
- チャレンジ雇用、行政の福祉化の取組み
- 障害者就業・生活支援センターを核とした地域の就労支援ネットワークの構築・強化
- 就労移行支援・就労継続支援の機能強化
- 経営改善や共同受注等による工賃の向上
- 多様な障がい者の働く場の拡大
- 就労定着に向けた取組の充実 等

### 生活場面6「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

**<めざすべき姿>社会のだれもが障がい者への合理的配慮を實踐し、障がい者が社会の構成員として尊厳を持って生きていることを実感している**

- 障がい者や障がいに対する理解の推進
- 差別の禁止と合理的配慮の普及・啓発
- 虐待防止、権利擁護の充実
- 防災・防犯の推進
- 情報・コミュニケーションの確保 等

## 地域を育む施策の推進

○障がい者の命に係わる痛ましい事件・事故・自然災害の発生や、「親なき後」「8050問題」などの深刻化を踏まえ、「地域共生社会」の土台となる地域を育む施策を社会全体で推進。

- (1) 障がい者虐待の防止や差別の禁止
- (2) 関係機関による強固なネットワークの構築
- (3) 人材の確保と育成
- (4) 障がい理解の促進と合理的配慮の追求
- (5) ユニバーサルデザインの推進
- (6) 大阪府全体の底上げ